

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月17日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	執行機関名 千代田区長
	☐ 知事 ☐ 市区町村長等	
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	千代田区	
4. 届出番号	5	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/johosesaku/index.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具費等支給)であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年千代田区条例第30号) 別表第1 第2の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	千代田区障害者(児)日常生活用具費及び住宅設備改善費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする	千代田区障害者(児)日常生活用具費及び住宅設備改善費支給要綱 第1条 この要綱は、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)</u> 第77条第1項に定める地域生活支援事業のうち、 <u>同項第6号に掲げる事業</u> として千代田区(以下「区」という。)が実施する日常生活用具費等支給事業(以下「事業」という。)について必要なことを定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		千代田区障害者(児)日常生活用具費及び住宅設備改善費支給要綱